

第三号様式（第三条）  
（その四）

整備項目表（公園等）

公園等の名称					
所在地					
1 出入口	(1) 幅は、 <sup>のり</sup> 内法を1.2m以上	m			
	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否			
	※ 構造上やむを得ず段がある場合に2(7)カに定める構造の傾斜路の設置	有・無			
2 園路	(1) 幅員は、1.2m以上	m			
	(2) 縦断勾配は、1/12以下	1 /			
	(3) 勾配が継続する場合は、50m以内ごとに1.5m以上の水平部分の設置	m			
	(4) 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
	(5) 手すり等の設置	適・否			
	(6) 排水溝の構造	ア 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造	適・否		
		イ 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置	適・否		
	(7) 段の構造	ア 手すりの設置	適・否		
		イ 回り段の禁止	適・否		
		ウ 踏面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
		オ 段の上端に近接する園路等の部分に注意喚起用床材の敷設	適・否		
		カ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、 <sup>のり</sup> 内法を90cm以上	cm	
			(イ) 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1 /	
	(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m		
(エ) 手すりの設置	適・否				
(オ) 路面は、滑りにくい仕上げ	適・否				
	(カ) 識別しやすい傾斜路	適・否			
	(キ) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設	適・否			
	(8) 誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設	適・否			
3 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置	有・無			
	(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
	(3) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式、壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の設置	適・否			
	(4) (3)の小便器の両側に手すりを適切に配置	適・否			

(5) 車椅子使用者用便房の構造	ア 車椅子使用者用便房の面積		m <sup>2</sup>			
	イ 腰掛便座の設置		適・否			
	ウ 手すりの設置		適・否			
(6) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法を80cm以上			cm			
(7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造			適・否			
(8) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止			適・否			
(9) 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示			適・否			
(10) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置			適・否			
4 駐車場	(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置		有・無			
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 車椅子使用者用駐車施設へ通じる出入口に近い位置に設置		適・否			
	イ 幅は、3.5m以上		m			
	ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨の見やすい表示		適・否			
(3) 車椅子使用者用駐車施設に至る通路の構造	ア 路面は、滑りにくい仕上げ		適・否			
	イ 段の構造	(ア) 手すりの設置		適・否		
		(イ) 回り段の禁止		適・否		
		(ウ) 踏面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
		(エ) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否		
	ウ 排水溝の構造	(ア) 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造		適・否		
		(イ) 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置		適・否		
	エ 一以上の通路の構造	(ア) 幅員は、1.2m以上		m		
		(イ) 高低差がある場合の措置	a 傾斜路等の設置		有・無	
			b 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		有・無	
		(ウ) 傾斜路等の構造	a 幅は、内法を1.2m以上(段を併設する場合は、90cm以上)		m	
			b 勾配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)		1 /	
			c 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m	
d 手すりの設置				適・否		
e 路面は、滑りにくい仕上げ		適・否				
f 識別しやすい傾斜路		適・否				
5 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の高齢者、障害者等への配慮		適・否			
	(2) 点字による表示		適・否			
	(3) 車椅子使用者用便所を設けた場合の表示		適・否			